和歌山県労働委員会会長 様

被申立人本人名が原則です。

被申立人

団体名(又は氏名) 〇〇株式会社

代表者 職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

正確に記載してください。

答 弁 書

当事者の表示

申立人

住所 (所在地)

氏名又は団体名

代表者職氏名

電話番号

ファックス番号

被申立人

T

住所(所在地)

氏名又は団体名 代表者職氏名

電話番号

ファックス番号

電話番号及びファックス番号は、連絡の 取れる番号を記載してください。

第1 請求する救済の内容に対する答弁

(棄却命令を求める場合)

本件申立てを棄却する。

との命令を求める。

又は

(却下命令を求める場合)

本件申立てを却下する。

との命令を求める。

命令の主文に相当しますので、労働委員会にどの ような命令(決定)を出してもらいたいか、求め る命令(決定)を明確に記載してください。

- ○申立てに理由がない場合
  - →棄却命令を求める。
- 〇申立てが労働委員会規則第33条第1項に定められている却下事由に該当する場合
  - →却下を求める。

最後に、「との命令を求める。」と記載 してください。

## 第2 不当労働行為を構成する具体的事実に対する答弁

- 1 「1 〇〇〇」に対する答弁
  - (1) (1) については認める。
  - (2) (2)については否認する。申立人が主張する○○年○○月○○日付け○○○○は、~に過ぎず、●●の意図はなかった。
- 2 「2 〇〇〇〇〇」に対する答弁
  - (1) (1)のうち、「▲▲▲」については認め、「◆◆◆◆」については否認し、その他は不知。
  - (2) (2)については□□□。

## 【答弁について】

申立人の主張することについて、

- ○そのとおりである場合→「認める」
- ○そのとおりでない場合→「否認する」※ 否認する部分について、被申立人の主張を 記載してください。

○知らない場合→「不知」

## 第3 被申立人の主張

「2 不当労働行為を構成する具体的事実に対する答弁」において、記載しきれない主張については、こちらに記載してください。

## 第4 立証方法

証拠説明書記載の書証 その他必要に応じて提出する。 又は

追って立証する。

いつ、どこで、誰が、誰に、どのような問題について、どういう意図で、何をして、どうなったか等、行為の日時、内容等を特定して、できるだけ具体的にかつ簡潔、明確に記載してください。

例1:申立てと同時に提出する場合

※ 書証を提出する際は、併せて証拠説明書を提出してください。

例2:申立てと同時に提出しない場合